

令和6年度 造林・素材生産事業
総合評価落札方式改正等に係る事業者向け説明会
(WEB)

令和6年10月16日（水） 13:30～

北海道森林管理局 森林整備第一課・資源活用第二課

令和6年度 造林・素材生産事業 総合評価落札方式改正等に係る事業者向け説明会 (WEB)

(次第)

1. 職員紹介 13:30～
2. 開会挨拶 (資源活用第二課長) 13:35～
3. 改正・導入趣旨について (森林整備第一課 課長補佐) 13:40～13:50
4. 改正内容 (森林整備第一課 企画係長) 13:50～14:30
5. その他 (森林整備第一課 企画係長) 14:30～14:35
6. 意見交換 14:35～14:45
7. 閉会

参加者 (森林管理局)

所属	役職	氏名
資源活用第二課	課長	今村 雅彦
	課長補佐	阿部 恭久
	生産係長	山中 泰広
	生産係	脇本 大輔
森林整備第一課	課長	福井 敬育
	課長補佐	石原 直樹
	企画係長	橋詰 優作
	造林係長	津田 元
	企画係	名田 昂平
	造林係	藤沼 龍司

WEB説明会参加事業者 (順不同)

札幌地区		旭川地区		北見地区		帯広地区		函館地区	
1	王子フォレストリー(株)	1	株式会社旭友興林	1	株式会社横山興林	1	杉田林業株式会社	1	北海道林業総合事業協同組合
2	賀集産業(株)	2	上士別林業株式会社	2	有限会社真貝林工	2	王子フォレストリー(株)十勝出張所	2	(株)細畑林業
3	(株)小玉	3	山栄産業株式会社	3	佐藤木材工業株式会社	3	株式会社イエツネ林業	3	白神林業(有)
4	滝澤ベニヤ株式会社	4	大雪林業株式会社	4	北見工営株式会社	4	北海林友株式会社	4	株式会社高田建設
5	エニワ林工(株)	5	株式会社ノムラ	5	井上産業株式会社	5	高坂林業株式会社	5	株式会社あすなろ函館支社
6	(株)三浦興産	6	(株) 吉岡建設	6	佐藤林業株式会社	6	有限会社佐々木林業	6	コーリン建設株式会社
7	ひだか南森林組合	7	北日本木材(株)	7	赤坂木材株式会社	7	株式会社ホリタ	7	株式会社イワクラ倶知安出張所
8	新芦別 (株)	8	三津橋産業株式会社	8	国安産業株式会社	8	土井木材株式会社	8	函館地方森林整備事業協議会
9	辻木材株式会社	9	南富良野木材産業株式会社	9	株式会社佐藤製材工場	9	有限会社高原重機		
10	松原産業株式会社	10	近藤木材産業株式会社	10	江本木材産業株式会社	10	株式会社ムラカミ緑化		
11	丸庄産業株式会社	11	ハラダ工業株式会社	11	岸林業株式会社	11	岡崎木材株式会社		
12	株式会社イワクラ苫小牧出張所	12	(株) よつばフォレスト	12	株式会社遠藤	12	新栄緑化株式会社		
13	株式会社イワクラ新冠出張所	13	旭産業株式会社	13	王子フォレストリー(株)遠軽出張所	13	有限会社 サンエイ緑化		
14	大浦木材株式会社	14	旭川地方森林整備事業協同組合	14	株式会社遠藤組	14	大澤木材株式会社		
15	株式会社サカマキ			15	札幌ベニヤ株式会社	15	有限会社 イシグロ		
16	有限会社 名須川林業			16	北見地方森林整備協議会	16	菊地林業株式会社		
17	堀川林業 (株)					17	株式会社ケイセイ		
18	鬼頭木材工業(株)					18	株式会社北都		
19	岸本産業(株)					19	今井林業株式会社		
20	矢田木材株式会社					20	株式会社内海林業		
21	道央森林整備事業協議会					21	東北北海道森林整備事業協会		

3. 造林事業及び素材生産事業に関する一般競争入札（総合評価落札方式）改正要旨

総合評価改正に至る経緯（現場からの意見）

- ・ 業界団体との意見交換の際に国有林の造林・生産の入札手続きについて、事業者の負担軽減の観点から提出書類の軽減について要望。
- ・ 林野庁で実施された会議において、事業体から聞いている意見として、国有林は入札参加に当たっての提出書類が多いことにより、入札参加の障壁になっているという事業者からの声を踏まえ提出書類の簡略化を検討。
- ・ 各局から、造林・生産の入札手続きにおける総合評価について、職員の書類審査に係る事務負担軽減のため、提出書類簡素化の要望。
- ・ 総合評価落札方式における項目別の配点について、公平かつ透明性のある競争が行われる観点から、その内容をできるだけ詳細かつ具体的に示すことを検討。

【参考】技術提案書の構成（別記様式 6～9：提出の省略可能）

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 提出文書 | 別記様式 1 |
| ② 同種事業の実績 | 別記様式 2 |
| ③ 配置予定技術者の資格・経験 | 別記様式 3－1 |
| ④ 従事予定の作業員の資格等 | 別記様式 3－2 |
| ⑤ 経営・安全管理等の状況 | 別記様式 4 |
| ⑥ 作業員の雇用形態 | 別記様式 5 |
| ⑦ 事業計画の実施手順 | 別記様式 6 |
| ⑧ 事業計画の工程管理 | 別記様式 7 |
| ⑨ 事業上の課題に関わる技術的所見 | 別記様式 8 |
| ⑩ 材料の品質管理方法に対する技術的所見 | 別記様式 9 |

造林・素材生産事業で比較的難易度が低いもののうち、一定額未満の事業について、技術提案（事業計画）の評価を省略。

全局の一定額以上の契約実績
（R4）

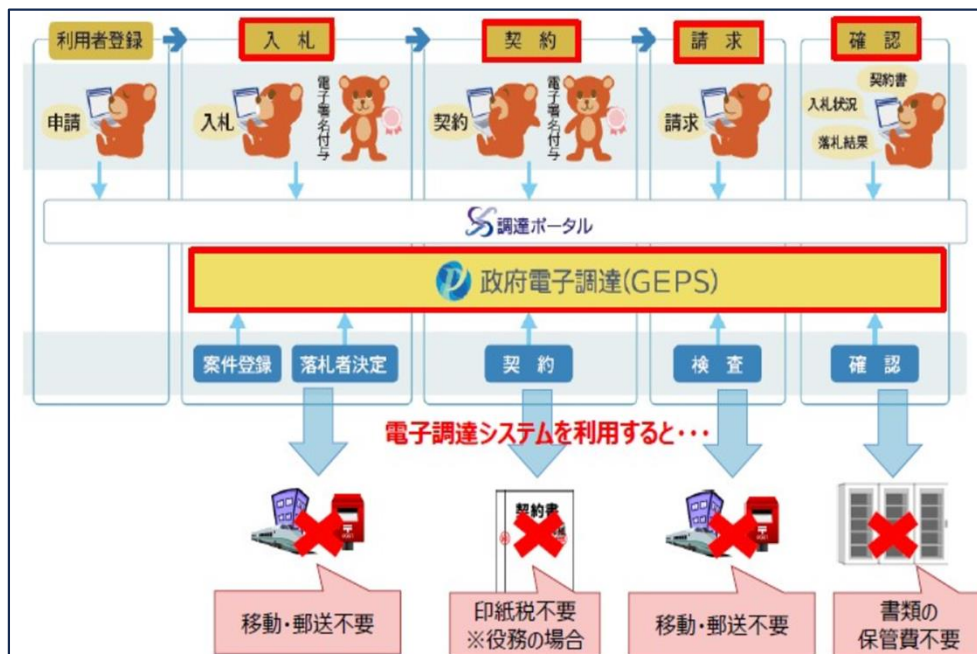
造林： 4.1%（ 16件/389件）

生産： 28.2%（152件/539件）

3. 造林事業及び素材生産事業における電子調達システム等による電子契約の導入要旨

電子契約導入に至る経緯（現場からの意見）

- ・政府の取組として、一連の調達手続きをデジタルで完結させることにより、発注者及び受注者の負担軽減及び事務の効率化を実現させるため、相対的に利用率が低い電子契約の取組の拡充・加速が求められる。
- ・収入印紙代及び移動費等のコスト削減並びに事務の効率化の観点から電子契約の導入・促進を求める要望が事業者団体から寄せられている。
- ・電子入札の導入率が上がらない要因として、電子契約が認められていないことから、入札は電子で行ったとしても契約は発注署に出向いて契約する必要があったことから、電子入札導入への意欲が低減。



電子調達システムを利用した場合の事業者メリット

- (ア)「競争参加資格確認資料や入札書の提出に係る移動・郵送の不要（時間や経費の削減）」
- (イ)「電子契約に伴う印紙不要（経費の削減）」
- (ウ)「請求書類の提出に係る移動・郵送の不要（時間や経費の削減）」
- (エ)「落札結果や契約書等の保管不要（経費の削減）」

電子調達システムを利用した場合の事業者デメリット

電子調達システム利用環境の準備手順や主な整備費用がかかることになります。具体は以下URLから参照ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/denshi_chotatsu-7.pdf

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

- ① 簡易型総合評価落札方式の導入
- ② 得点配分の見直し
- ③ 評価項目及び評価基準の見直し
- ④ 入札公告・入札説明書の見直し
- ⑤ 電子調達システムによる電子契約の開始

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

○改正の背景とその概要

造林事業及び素材生産事業の役務調達における入札・契約手続きについては、農林水産省における「**農林水産省調達改善計画**」における重点的な取組として、総合評価落札方式において提出書類を軽減するなど資料作成等に係る事業体の負担軽減に取り組むこととしている。

このため、林野庁では造林事業及び素材生産事業において、新たに「**簡易型総合評価落札方式**」を導入することとし、これまで作成・提出していた技術提案書の評価項目のうち、事業計画に係る評価を省略することができるように改正する。

さらに、必須とする評価項目を見直すことで、技術提案書に係る提出書類を軽減し、事業体の負担軽減を図ることとする。

▶【民側の負担を軽減する措置】◀

併せて、得点配分等を見直し、技術審査・評価業務の効率化による入札・契約手続きの迅速化・効率化を図ることとする。

▶【官側の入札等手続きの迅速化と効率化】◀

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 （総合評価落札方式含む）の一部改正

○改正のポイント

- ① 「簡易型総合評価落札方式」の導入
- ② 得点配分の見直し
- ③ 評価項目及び評価基準の見直し
- ④ 入札公告・入札説明書の見直し
- ⑤ 電子調達システムによる
電子契約の開始

○適用の開始日

【予定】令和6年11月1日以降の入札公告から適用
(令和6年度の補正予算による事業入札公告から適用の見込み)

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

○改正の具体的内容

①簡易型総合評価落札方式の導入

▶ 総合評価落札方式の種類は下記の2種類とする。

標準型

※従来どおりの総合評価落札方式

- ・ 技術的な工夫の余地が大きく、競争参加者に特定の技術課題について技術提案を求めることにより、発注者が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書に比べ品質向上が期待される事業

簡易型

※新設

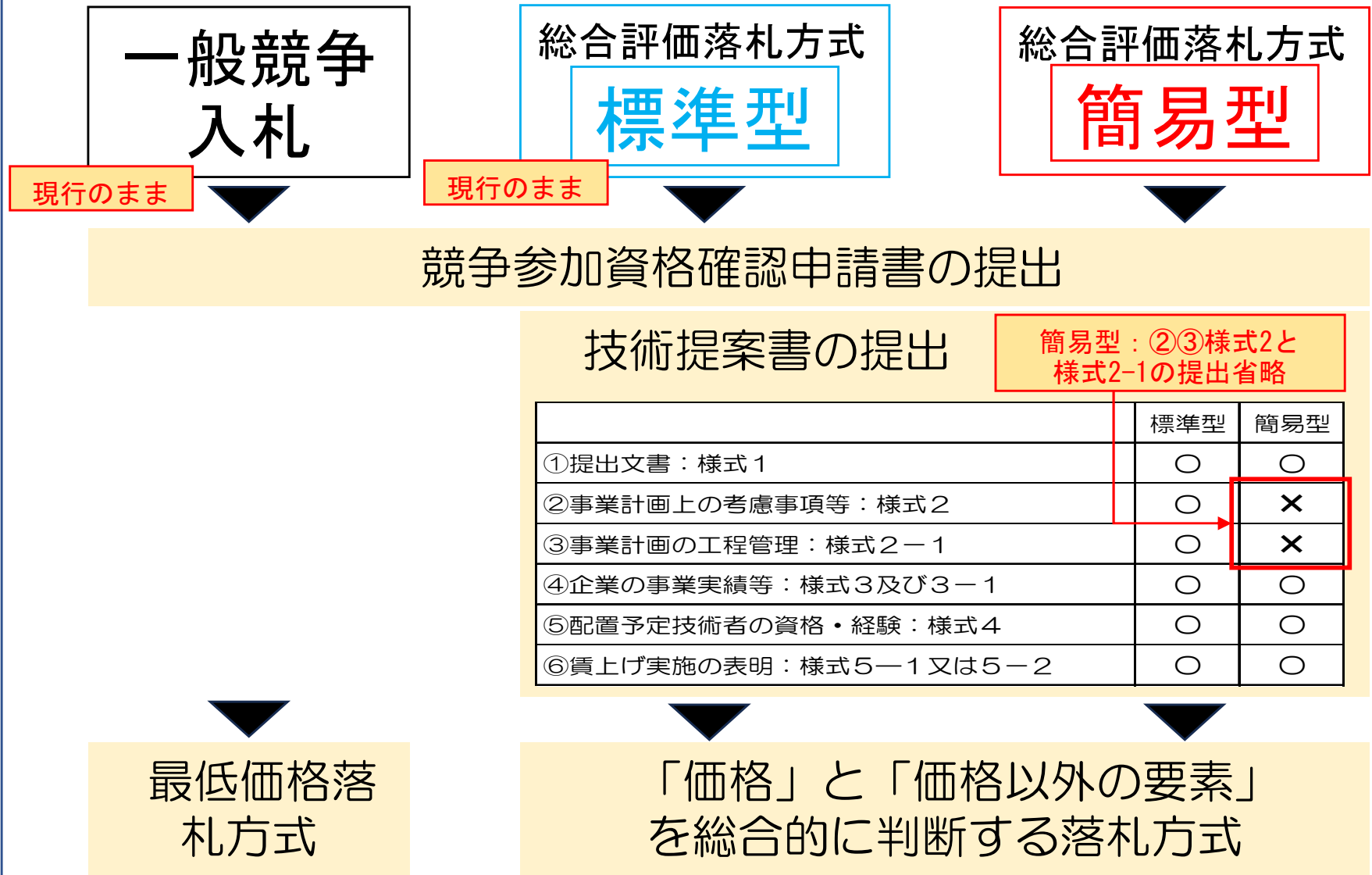
- ・ 総合評価落札方式により実施する造林事業及び素材生産事業であって、技術的な工夫の余地が比較的少ない一般的な事業、さらには難易度も低いもので簡易な技術提案を求めることにより、適切かつ円滑な実施が期待される事業

ただし、「**造林と素材生産との一貫作業**」と「**複数年度にわたる事業**」については技術的な工夫の余地が大きいと判断し、**標準型**で実施するものとする。

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

○実際の手続きの流れについて

▶ 入札・落札・契約の方式の種類は下記の3種類とする。



4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札
（総合評価落札方式含む）の一部改正

事業計画上の考慮事項等

様式 2

様式 2
(用紙 A 4)

事業計画上の考慮事項等
(事業名：〇〇〇〇)

会社名：(株)〇〇林業

項 目	具体的な方法等
(1) 事業計画上の考慮事項	事業対象地にかかる考慮事項及び工夫
	事業対象地における次年度以降の作業を見通しての配慮
	当該作業種における工夫
	その他の工夫①
	その他の工夫②
(2) 事業期間の設定・工程管理	工程管理における工夫
	作業時期についての工夫
	現地状況及び気象条件に配慮した工程管理
	その他の工夫①
	その他の工夫②
(3) 発注者が指定した課題への対応	林床・河床への影響についての配慮
	保残木への影響についての配慮
	各種法令制限を踏まえた工夫
	作業効率向上・機械化・コスト削減への工夫
	生物多様性への配慮
	その他の工夫

[O/O]

「簡易型」は提出不要です

▶ 「簡易型」の場合は技術提案書の
「様式 2」・「様式 2-1」
の提出が省略になります。

事業計画の工程管理

様式 2-1

様式 2 - 1
(用紙 A4 横)

事業計画の工程管理

[illegible]

(注1) 事業期間が複数年度にわたる場合は各年度ごとに作成を行う。
(注2) 初年度及び2年度にあっては毎年度1回以上の部分払(部分検査)を計画し、その時期を明示すること。また、最終年度は完成払(完了検査)の時期を明示すること。
(注3) 年度ごとの間伐等予定区域、路網整備予定路線及び植付が判読できる図面を添付すること。

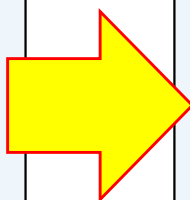
[O/O]

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

②得点配分の見直し

現 行

- ① 標準点：100点
 - ② 加算点：244点
(加算点の内訳)
 - ア 事業計画：110点
 - イ その他：134点
- 計：344点



改正後

- ① 標準点：100点
 - ② 加算点：標準型 55点～100点【100点】
：簡易型 43点～80点【66点】
(加算点の内訳)
※ 改正前の「ア事業計画」と「イその他」
で区分しない
- 計 標準型 200点 簡易型 166点

○総合評価落札方式における得点配分の公表について

・ 国有林野事業における総合評価落札方式の入札手続については、各種通知により運用されているが、入札説明書等による評価項目、評価基準及び配点の公表に当たっては、公平かつ透明性のある競争を行うため、その内容をできるだけ詳細かつ具体的に示すことが求められているので本改正から評価項目ごとの得点配分を公表する。

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 （総合評価落札方式含む）の一部改正

③評価項目及び評価基準の見直し（その1）

▶ 新たに評価項目を2項目追加する。

（1）立木等の販売とその跡地における造林作業の請負とを一括して契約し、立木販売における確実な主伐再造林の実行に寄与する企業について、その実績を評価する。

評 価 項 目		評 価 基 準	標準型	簡易型
			項目配点	項目配点
企業の事業実績	立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約した実績（過去3年間）	公告日の属する年度の前年度までの3年間において、立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約（混合契約）した取組実績がある。	3	3

（2）若手の新規雇用や育成への取組として「35歳未満の新規雇用」、
「インターンシップや若手育成等」への各取組みを実績を評価する。

評 価 項 目		評 価 基 準	標準型	簡易型
			項目配点	項目配点
企業の信頼性	若者の新規雇用や育成への取組	過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり、公告日まで雇用が継続している。又はインターンシップの受け入れや合同説明会への出席、各種資格取得への支援等若手技術者や技能者の雇用・育成に取り組んでいる。	2	2

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

③評価項目及び評価基準の見直し(その2)

▶ 評価基準を 3 項目見直します。

(1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について、いずれかの認定の有無について評価する。

	評価項目		評価基準	
現 行	企業の信頼性	◎ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく「ユースエール認定」の取得又は若手技能者(35歳未満)の育成等に取り組んでいる。	
			女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「えるぼし認定企業」、「プラチナえるぼし認定企業」の認定の実績がある。	
			次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく「くるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定の実績がある。	
			ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標3項目(若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」等、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」等、次世代法に基づく「くるみん認定」等)の加点項目のうち、加点点数の高低に関わらず、2項目以上の取り組みがある。	



	評価項目		評価基準	標準型	簡易型
				項目配点	項目配点
改 正 後	企業の信頼性	◎ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし、プラチナえるぼし認定等)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)のいずれかの認定を受けているか。	1	1

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

③評価項目及び評価基準の見直し(その3)

▶ 評価基準を 3 種類見直します。

(2) 賃上げの実施を表明した企業等の評価項目について、
「賃上げ実施加算点」欄から「企業の信頼性」欄へ移設する。

現行	評価項目		評価基準		
	賃上げ実施加算点	◎賃上げの実施を表明した企業等	企業規模に応じた所定の基準以上の賃上げの実施を表明している。		

改正後	評価項目		評価基準	標準型 項目配点	簡易型 項目配点
	企業の信頼性	◎賃上げの実施を表明した企業等	企業規模に応じた所定の基準以上の賃上げの実施を表明している。	10	6

(3) 安全対策の評価項目について、評価基準を「過去2年間」に変更する。

現行	評価項目			改正後	評価項目		標準型 項目配点	簡易型 項目配点
	◎安全対策 (過去1年間)	休業4日以上 の労働災害がない。			◎安全対策 (過去2年間)	休業4日以上 の労働災害がない。	4	4

○評価基準（造林・素材生産事業に係る総合評価落札方式における得点配分の見直しについて）

評価項目	必須項目	【改正後】	標準型 配点	簡易型 配点
事業計画		簡易な事業計画の妥当性・適切性	15	評価 省略
	◎	一貫作業における効率化の工夫（一貫作業の場合に限る）	9	
	◎	複数年度にわたる事業における効率化の工夫や一貫作業における植栽計画の明確化による、種苗生産事業者の安定的な供給体制構築への貢献（複数年度にわたる場合に限る）	6	
企業の事業実績	◎	事業成績評定点（過去2年間の平均）	4	4
		事業に関する表彰実績（過去10年間）	1	1
	◎	本店、支店又は営業所の所在地の有無	1	1
	◎	同種事業の実績（過去15年間）	3	3
	◎	低入札の有無	2	2
		立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約した取組実績（過去3年間）	3	3
		森林作業道作設技術（過去2年間の平均）	4	4
配置予定技術者（現場代理人）等の能力	◎	配置予定技術者の事業経験（過去15年間）	2	2
	◎	配置予定技術者等の保有資格	1	1
	◎	配置予定技術者等の研修等の受講状況	1	1
		配置予定技術者の継続教育（CPD）の有無	1	1
地域への貢献	◎	国土緑化活動に対する取組	2	2
		災害協定の有無	1	1
		ボランティア活動の実績の有無	2	2
		エソシカ被害対策への取組	2	2
	◎	地域の民有林管理への貢献の取組	5	5
	◎	作業員の地元雇用	1	1
企業の信頼性		若者の新規雇用や育成への取組（7）	2	2
	◎	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	1	1
	◎	賃上げの実施を表明した企業等	10	6
		伐採・造林に関する行動規範の策定	1	1
	◎	月給制への対応	2	2
	◎	働き方改革の取組	5	5
	◎	安全対策（過去2年間）	6	6
	◎	林業経営体登録の有無	1	1
	◎	作業員の雇用形態	2	2
	◎	労働福祉の状況	2	2
	◎	不誠実な行為の有無（過去2年間）	2	2
（削除）	-		-	-
		合計	100	66

評価項目	必須項目	【現行】
事業計画		簡易な事業計画の妥当性・適切性
	◎	一貫作業における効率化の工夫（一貫作業の場合に限る）
	◎	複数年度にわたる事業における効率化の工夫や一貫作業における植栽計画の明確化による、種苗生産事業者の安定的な供給体制構築への貢献（複数年度にわたる場合に限る）
企業の事業実績	◎	事業成績評定点（過去2年間の平均）
		事業に関する表彰実績（過去10年間）
	◎	本店、支店又は営業所の所在地の有無
	◎	同種事業の実績（過去15年間）
	◎	低入札の有無
		（新設）
		森林作業道作設技術（過去2年間の平均）
配置予定技術者（現場代理人）等の能力	◎	配置予定技術者の事業経験（過去15年間）
	◎	配置予定技術者等の保有資格
	◎	配置予定技術者等の研修等の受講状況
		配置予定技術者の継続教育（CPD）の有無
地域への貢献	◎	国土緑化活動に対する取組
		災害協定の有無
		ボランティア活動の実績の有無
		エソシカ被害対策への取組
	◎	地域の民有林管理への貢献の取組
	◎	作業員の地元雇用
		（新設）
企業の信頼性	◎	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
	◎	（移設）
		伐採・造林に関する行動規範の策定
	◎	月給制への対応
	◎	働き方改革の取組
	◎	◎安全対策（過去1年間）
	◎	◎林業経営体登録の有無
	◎	◎作業員の雇用形態
	◎	◎労働福祉の状況
	◎	◎不誠実な行為の有無（過去2年間）
賃上げ実施加点	◎	◎賃上げの実施を表明した企業等



移設

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 （総合評価落札方式含む）の一部改正

④ 入札公告・入札説明書の見直し

（１）総合評価落札方式の場合に「標準型」又は「簡易型」の明記
・入札公告及び入札説明書の冒頭に『 総合評価落札方式（**標準型**） 』
もしくは、『 総合評価落札方式（**簡易型**） 』であるかを明記する。

（２）入札条件違反への対応指針について
・低入調査等への協力を拒否したことによる入札条件違反について、
対応指針を入札説明書に明記する。

【入札説明書の記載例】

15 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該契約の履行期間の延期は行わない。

なお、事情聴取等に応じないなど調査に協力しない場合は、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効にするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

4 造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 （総合評価落札方式含む）の一部改正

⑤電子調達システムによる電子契約の開始

（１）電子調達システムを利用した場合の事業者メリット

- （ア）「競争参加資格確認資料や入札書の提出に係る移動・郵送の不要（時間や経費の削減）」
- （イ）「電子契約に伴う印紙不要（経費の削減）」
- （ウ）「請求書類の提出に係る移動・郵送の不要（時間や経費の削減）」
- （エ）「落札結果や契約書等の保管不要（経費の削減）」

（２）電子契約について

・造林及び素材生産事業については、令和６年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となったため、入札説明書に記載する。

【入札公告の記載例】

16 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

また、システムによる契約を可とする。なお、この場合は別冊契約書案によらず、システム上で出力される契約書様式によるものとする。

北海道森林管理局

森林管理局へようこそ

報道・広報

森林管理局の仕事

公売・入札情報等

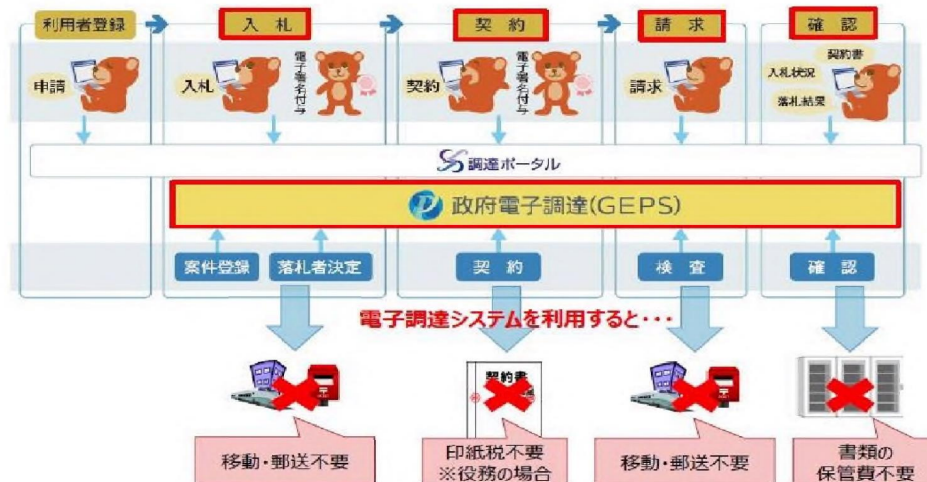
リンク集

ホーム > 公売・入札情報 > 北海道森林管理局における電子調達システムの利用について

北海道森林管理局における電子調達システムの利用について

1. 電子調達システムについて

電子調達システムとは、国の機関が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。



▼北海道局HPより

・電子調達システムとは・・・
国の機関が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。

▼システムから出力された契約書

【参考例】

造林事業請負契約書

下記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同運営して頂く。

案件名称	
案件内容・仕様	別添「事業内訳書」の通り
契約金額 (税込み)	金 3,245,000 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 235,000 円)
納入期限	令和6年09月06日
契約期間	令和6年06月20日 ~ 令和6年09月06日
納入場所・履行場所	別添「事業内訳書」の通り
契約保証金	免除
備考	

※電子調達システムを利用した電子契約で出力される契約書と契約約款及び入札公告及び入札説明書で明示している契約書の様式は一致しないことに留意すること。

役務

工事

委託調査、収穫調査、
検知請負等

素材生産事業

造林事業

治山、林道工事

調査測量

さい。

【電子入札実施中】

令和2年7月より、電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。

【電子入札実施中】

令和2年7月より、電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。

【電子入札実施中】

令和5年4月より、電子調達システムを利用した発注を開始していますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討ください。

【電子入札実施中】

他のシステム（電子入札システム）により、インターネットを利用した発注を行っています。

お知らせ

備考

【中】

り、電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

【中】

り、電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

<参考>

電子入札システム
URL : <http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>

5 その他

○令和6年度 森林・林業関係事業体との 意見交換会の開催と参加者の公募について

【北海道局HP】
にて掲載▶

地区	開催日時	開催場所	参加申込み 締切日
札幌	11月26日（火曜日） 13時30分～15時30分	北海道第二水産ビル（3階） 札幌市中央区北3条西7丁目1	10月31日 （木曜日）
旭川	11月14日（木曜日） 13時15分～15時15分	神楽公民館 旭川市神楽3条6丁目1-12	10月31日 （木曜日）
北見	11月19日（火曜日） 10時00分～12時00分	北見市オホーツク木のプラザ 北見市泉町1丁目3-18	10月31日 （木曜日）
帯広	11月18日（月曜日） 13時15分～15時15分	帯広市とかち館 帯広市西7条南6丁目2	10月31日 （木曜日）
函館	10月31日（木曜日） 13時15分～15時15分	はぴあ八雲（八雲商工会）コミセンホール 八雲町本町110-1	10月24日 （木曜日）

○ 全省庁統一資格の有効期間の更新について

令和07・08・09年度において各省各庁における各種競争契約の参加資格（全省庁統一資格）を得ようとする者の申請方法等について、公示されています。